

【長野県】理・美容所において講ずべき措置基準

区分	理：法第12条 美：法第13条	規則第26、27条	条例第4条	要領（主なもの）												
構造設備基準	全般	常に清潔を保つこと	住居等と区画	隔壁等により外部と完全に区分 ねずみ・昆虫の侵入を防止できる構造												
	作業場	洗場：流水装置 汚物箱及び毛髪箱：ふた付き	従業者の手指及び器具の洗浄設備の設置 温水を供給できる洗髪設備の設置 作業場の面積：次の面積以上	十分な広さ 作業に直接関係ない場所と隔壁等により完全区分 洗場：給湯設備の設置												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>いすの台数</th> <th>理容</th> <th>美容</th> <th>結髪のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td>9.9㎡</td> <td>9.9㎡</td> <td>5㎡</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>13.2㎡</td> <td>13.2㎡</td> <td>5㎡</td> </tr> </tbody> </table>	いすの台数	理容	美容	結髪のみ	1～2	9.9㎡	9.9㎡	5㎡	3	13.2㎡	13.2㎡	5㎡	居室・休憩室等と隔壁等により完全に区分 清掃が容易に行える構造
			いすの台数	理容	美容	結髪のみ										
	1～2	9.9㎡	9.9㎡	5㎡												
3	13.2㎡	13.2㎡	5㎡													
※3台以降は1台ごとに3.3㎡を加えた面積	従業者専用の手洗い設備の設置															
消毒設備を設けること		未・既消毒物品の格納場所の設置	適当な広さの消毒場所の設置（※消毒室の設置）													
待合所		住居等と区画 作業場と区分	作業場と明確に区分													
便所			隔壁により作業場と区分 専用の手洗い設備													
管理基準	全般			必要に応じ補修 1日（器具・布片等の保管場所は週）1回以上清掃												
	採光照明	充分にすること	直接作業時に作業面で照度100ルクス以上	※作業中の作業面が300ルクス以上												
	換気	充分にすること	CO ₂ 濃度5cm ³ /L以下	※CO ₂ 濃度1,000ppm以下 ※CO濃度10ppm以下 定期点検・清掃 ※浮遊粉じん0.15mg/m ³ 適温（※17～28℃）、 適湿（※40～70%）の保持												
	その他		ねずみ及び衛生害虫の駆除 器具・布片：作業に必要な相当数 応急薬品等：適当な容器に納めて常備	便所は定期的に殺虫・消毒 器材・器具類の点検・補修 手洗い設備の石けん・消毒薬等の常備												

注：※は望ましい基準